

(社) 日本原子力学会 標準委員会 リスク専門部会
リスク情報活用ガイドライン分科会 第17回 (P12SC17) 議事録 (案)

日時 2009年2月17日(火) 13:30~17:20

場所 東京都 仏教伝道センタービル4階「光」の間

出席者： 平野主査 (JAEA), 山口副主査 (阪大), 成宮幹事 (関電), 今井委員 (東電), 植田委員 (電中研), 内田委員 (JNES), 河井委員 (原技協), 倉本委員 (NEL), 栗坂委員 (JAEA), 古作委員 (保安院), 小島委員 (ASME 原リ委員), 坂田委員 (MHI), 佐治委員 (MHI), 関根委員 (JNFL), 橋本委員 (東芝), 久持委員 (日立 GE), 御器谷委員 (保安院), 門谷委員 (原電), 米山委員 (TEPSYS), 高木 (西村委員代理) (原技協) (20名)

常時参加者： 廣川 (TEPSYS), 大家 (関電), 藤田 (中電 CTI), 西岡 (四電)

(敬称略)

配布資料

P12SC17-1 第16回分科会議事録 (案)

P12SC17-2 リスク情報活用実施基準 (案) のチェックによるコメントに対する対応について

P12SC17-3 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (案)

P12SC17-4 学会標準リスク情報活用チェック本体 5.2.4FGH 解説 3 (栗坂委員提出版)

参考資料

今後のスケジュール

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、18名 (後に2名が出席) が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

(2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

(3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料 P12SC17-1 を使用して、前回議事録案について説明があり承認された。

(4) 実施基準(案)のチェックによるコメントに対する対応方針の確認

資料 P12SC17-2 のコメントについて担当者から、資料 P12SC17-2 及び P12SC17-3 により、コメント対応方針について説明があり、審議した。その際、平野主査より、効率的に議論を進める上で、編集上のコメントなどはなるべくメールなど書面で行う、これまで議論してきたことを繰り返さないとの方針が示され、それに従い、審議した。

a. 資料 P12SC17-2 のコメント No35, 資料 P12SC17-3 の“5.1 章”及び附属書 C.2 について

- ・ c) では、許認可手続きの必要性を明確にするとの案。これまではこの必要性により工学的安全評価方法が変わるような内容となっていたが、その区別をしなくなったため、c) については削除することとなった。また、附属書 C.2 で挙げられている規制規則類については、NISA 基本ガイドラインと同様の記載方法とすることとなった。

b. 資料 P12SC17-4 のコメント No.181-183, 187, 資料 P12SC17-3 の“5.2.2 章”について

- ・ 深層防護間のバランスについて、防護レベルのひとつに偏らないという考え方が伝わりにくいとの意見があり、記載方法について検討することとなった。
- ・ 共通原因故障やヒューマンエラーについて、NISA 基本ガイドラインでは複数の防護レベルに影響するものに対して確認することが取り上げられているが、本標準ではそれに加えて各防護レベル内でも確認することが要求されている。これについて、不要ではないかとの意見もあったが、各防護レベルでも確認する必要があるとの結論となり、現状どおり変更しないこととなった。
- ・ 共通原因故障に対する防護対策の実施では、「変更に伴う」共通原因故障要因の導入と「既存」の共通原因故障の増大に分けているが、分ける必要はないのではという意見があったが、これまでの分科会での議論通り記載を残すこととした。

c. 資料 P12SC17-3 の“5.2.3 章”，附属書（参考）E について

- ・ 統計的手法を安全評価に用いる場合の安全余裕の考え方について、図 E.2 にあるように評価値に不確実性を含めて許容基準を比較することが確認された。

d. 資料 P12SC17-3 の“5.2.4.章”について

- ・ 全リスクに対する許容基準と内的事象のリスクに対する許容基準の使い分けについて、全リスクへの寄与が支配的な起因事象について定量評価ができれば、他の起因事象は定性的評価で全リスクへの寄与が支配的でないことを示せば良いことが確認された。また、その内容について、いくつかの評価パターンに応じて、どちらの許容基準を用いるのか

をわかる記載を含めることになった。

e. 資料 P12SC17-3 の“5.2.4.4 章”，附属書（参考）H.1c)，解説 2 について

- ・許容基準における補償措置の考え方について，解説に例示がなされているが，これら補償措置はどれかを実施すれば良く，領域Ⅱ-3 での補償措置は領域Ⅱ-2 よりも選択肢が多いことがわかるような記載にすることになった。
- ・FV や RAW といった重要度指標が本文 5.2.4.2 で挙げられていて，その基準を本標準では設定しないことが解説で記載されているが，この内容を本文 5.2.4.4 の最後に記載し，本文でわかるようにすることになった。

f. 資料 P12SC17-4 のコメント No.212，資料 P12SC17-3 の“6 章”，について

- ・品質保証で JEAG-4111 を記載することについて，他協会規格基準を引用する場合には，本文には記載しないことし，現状通り解説での記載とすることとなった。

g. 資料 P12SC17-4 のコメント No.111-7，資料 P12SC17-3 の“5.3 章，5.4 章，7 章”，について

- ・PSA 標準がない手法を採用する場合には，文書化を要求すべきであるとのコメントがあり，記載する方向で検討することとなった。
- ・統合的意志決定において，PSA の不確実さによる影響を検討すると記載があるが，具体的にどのような検討を行うのか議論となった。これについて，不確実さには，モデル，データ，完全性があり，モデルやデータは感度解析で対処するので，完全性について検討するのではないかという意見が出された。本標準では検討事項が明確になるよう記載することになった。

(5) 今後の予定

成宮幹事からスケジュール案を用いて今後の予定について説明がなされた。本分科会でのコメント及びメールベースでの編集上のコメントを反映した実施基準案を用いて，リスク専門部会，標準委員会に中間報告を実施するとの予定が確認された。

次回分科会では，修正後の実施基準案と NISA 基本ガイドラインとの整合性の確認を資料として用意することとなった。

以 上